

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 樹木採取権について、その耐用年数を国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）のその樹木採取権の設定をする旨の通知において明らかにされた存続期間の年数とすることとする。（第1条関係）
- 2 この省令は、令和2年4月1日から施行することとする。（附則関係）